

県立病院改革プラン策定の基本的考え方

- 1 公立病院改革ガイドライン（平成 19 年 12 月、総務省通知）に基づいて改革プランを策定する。
- 2 千葉県保健医療計画の県立病院の担うべき役割が果たせるような改革プランとする。
- 3 千葉県立病院将来構想検討会報告書を踏まえた改革プランとする。
- 4 千葉県病院局中期経営計画の 21 年度及び 22 年度を修正し、23 年度を加えた改革プランとする。
- 5 東金、佐原病院に係る再編・ネットワーク化については、健康福祉部で進めている地域医療の確保に向けた取組と調整する。
- 6 経営形態の見直しについては、千葉県立病院将来構想検討会報告書を参考に検討する。
- 7 一般会計繰入金については、現在の基準を基本とする。
- 8 改革プランは、千葉県立病院改革プラン検討会の意見をお聞きしながら、策定を進めるとともにパブリックコメントを実施する。
- 9 改革プランは平成 21 年 3 月末までに策定する。